

# 社会主義体制での知的財産制度の「正統性」について

日本大学大学院博士課程  
弁理士・学術博士 森哲也

## 1. はじめに

知的財産 (E: Intellectual Property G: das Geistiges Vermögen: 英語頭文字で IP) を知的財産権 (E: Intellectual Property Right G: das geistiges Vermögenrecht: 英語頭文字で IPR) で独占排他的に保護する知的財産制度 (E: Intellectual Propwery System G: das System für das IP: 英語頭文字で IP 制度) の「正当性 (E: justice G: die Richtigkeit)」は、いまや普遍的なものとされている。

但し、この IP 保護の「正当性」について、IP 保護が社会に齎す結果に求める「功利主義」と、個人の権利を優先する「権利主義」の論争があることを、北海道大学の山根崇邦が既に指摘して論じている<sup>1)</sup>。

しかし、現代の IP 制度は、「功利主義」の観点に立ったとしても「権利主義」の観点に立ったとしても、IPR の「市場 (E: market G: der Markt)」での機能に「合理性 (E: rationality G: die Vernünftigkeit)」があることに思いをいたせば IP 制度の「正当性」は確固たるものであると言える。

そこで本論では、その IP 制度の「正当性」の議論から更に進んで、IP 制度のとりわけ社会主義体制の国家における「正統性 (E: orthodoxy G: die Orthodoxie/die politische Vernünftigkeit)」とその根拠を明確にすることを試みる。

何故ならば、元より社会主義体制は私有財産を認める論理に欠けるところ IPR は財産権であるから、社会主義体制の国家が IP を保護している現実の「正統性」とその根拠は明らかにされなければならない。

## 2. 社会主義体制の国家における IP 制度の必然性

### (1) IP 保護の IP 保護の「当為」から

IP 保護の IP 保護の当為 (E: oughtness G: das Sollen)」は、古代ギリシャのアリストテレス学派とストア学ザビニ派との間に交わされた「彫像は誰のものか？」の議論の中で、アリストテレス学派が、彫像の本質は「形相 (E: form G: die Form) であるからそれを考えた者の所有に帰すべき」と論証している<sup>2)</sup>。

この論証は、世界大に広がった現代市場と共に世界大に普及した IP 制度の存在の理論的な根拠、すなわちそのように存在する IP 制度の現代的必然性と、IPR の市場における機能の「合理性」にも通底する。

### (2) 「市場原理」から

この「市場原理」とは、古典派経済学でいわゆる「完全競争 (E: perfect competition G: die vollkommene Konkurrenz)」が行なわれることを想定する「完全市場 (E: perfect market G: der vollkommen Markt)」に作用する原理のことである。

具体的には「個体の最適化 (E: optimization of an individual G: die besten Handlung vom Individuum)」と「系の予定調和 (E: preestablished harmony in the system G: die vorherbestimmte Hermonie vom System)」のことである<sup>3)</sup>。

前者は、人間の行動で言えば「受動的合理性 (E:passive rationality G:die passive Vernünftigkeit)」により環境に適応していく行動である。

例えば、ある価値のある財を発明して創造しそれをある価格で販売する者がいる市場系において、これを模して同じものを後から製造・販売する者は、先の製造・販売者の手法を模倣できたのであるから、それより安価にその財を製造・販売できる。これは、後の製造・販売者である個体が最適化行動を採っていることを意味する。

そうすると、後の製造・販売者の市場における最適化行動により価格競争の連鎖が起こり、その財に関しては「落差 (E:gap G:das Gefälle)」がなくなり、利益が出なくなる寸前まで価格が下落した状態となる。つまり、「能動的行動 E:active conduct G:die aktive Handlung」をした先の製造・販売者は競争に負けて損をしたまま、市場は活性 (E:activity G:die Aktivität) を失って終息する。これが後者の「系の予定調和」である。

ところでシュムペーターは、人間固有とされる「能動的合理性 (E:active rationality G:die aktive Vernünftigkeit)」による行動の発明や技術開発で資本主義経済が維持されるとする<sup>4)</sup>。

このシュムペーターの言う人間の「能動的合理性」によって資本主義経済が維持されるとすることは、原理的には正しいが、「能動的合理性」の顕れとしての発明・新技術の開発はそのままでは模倣による価格競争に晒され、シュムペーターのこの理論でも市場の活性は維持されないはずである。何故ならば、発明者・新規技術の開発者となるべき人達は、このように「予定調和」した市場系には以後参加しなくなるからである。

そこで市場終息状態で「予定調和」しないようにするには、市場に「落差 (E:gap G:das Gefälle)」による潜在力 (E:potentiality G:die potenzielle Fähigkeit) を形成しなければならない<sup>5)</sup>。

そのための典型的な手段が、新規創造した発明を一定の期間一定の範囲でその創造者に独占させる IP 制度すなわち特許制度である。このように IP 制度は、「市場原理」の働く「市場」に活性を維持させるために必要なのである。

### (3) 市場との結合から

そして世界のあらゆる国々が、世界大に拡大した市場と結合しており、社会主義体制の国家もその例外ではない。

例えば、中華人民共和国 (以下「中国」) の 82 年憲法第 15 条には「国家は社会主義的市場経済を実行する。」としている。

また、ベトナム社会主義人民共和国 (以下「ベトナム」) の 92 年憲法第 15 条で「社会主義志向市場経済」を進めると規定する。

そしてラオス人民民主主義共和国 (以下「ラオス」) の 2015 年憲法の改正第 13 条でも「社会主義市場経済」が規定されている。

してみると、社会主義体制の国家においても、市場との関係から IP 制度の制定は必然性があると言える。

### (4) 経済発展の手段として

「国際開発 (E:international development G:die internationale Entwicklung)」の分野で活躍している吉野文雄は、「経済発展 (E: edonomic development G:die Wirtschaftsentfaltung)」は経済の質的充実のことであり、「経済成長 (E: economic groth G:das Wirtschaftswachstum)」は経済の規模拡大に過ぎないと捉える<sup>6)</sup>。

社会主義体制の国家では、文字通り人民が豊になる政策が基本に置かれている。それで社会主義体制の国家でも、経済の質的充実を齎す「経済発展」を志向していることになる。そのためには、広く国民一般が自律的に「新たな経済的価値 (E:new economic value G:der neu wirtschaftlich Wert 英語頭文字で NEV)」である IP すなわち「知的財産」を創造してそれを自らの財となし富となす制度が必要になる。そのことが、社会主義体制の国家にも IP 制度を必須なものとするのである。

#### (5) IP 創造能力の一般性の観点から

例えば、IP の典型である発明 (E:invention G:die Erfindung) の例で言えば、それは社会における「問題情報」とそれを解決するための「技術情報」の「組合せ」で成立することを製品開発の研究者である大門博が教示している<sup>7)</sup>。

そのことを公式化すると次のようになる。

$$\text{発明} = \text{問題情報 A} + \text{技術情報 B}$$

これを敷衍すると、発明 (E:invention G:) die Erfindung) は「問題情報 (E:information of the problem G:die Information dem Problem)」の発見で半分の前行程が進むことになるが、これは例えば身の周りで不便に思うことへの認識であり、ひとり天才のみのなせる技ではない。

そして「技術情報 (E:information of the technique G:die Information der Technik)」は自ら持ち合わせがあればその場でこれを用いれば単独での「発明」が成立する。自らその技術知識がなければ技術者と協力連携することで発明の後半分が進行することになり、その場合は「共同発明」が成立することになる。

かくして、「新たな経済的価値」つまり IP の創造は、広く人々に普及させることが出来ることが判る。それには、人々の幼少時からの教育が肝要となろう。それは、人間の様々な機能を選択する能力である「潜在能力 (E:latent capability G:die Latentkapazität)」の涵養であるとアマルティア セン (Amartya Sen) が教示する<sup>8)</sup>。

IP には、発明の他に、実用新案 (E:utility model G:das Gebrauchsmuster) , 意匠 (E:design G:das Muster) , そして市場における信用と言う無体財産 (E:incorporeal property G:das unkörperlich Vermögen) を化体する商標 (E:trademark G:das Warenzeichen) 等が含まれる。これらは全ての創造や選択運用には「潜在能力」の程度が関係する。

#### (6) IP 関係条約への義務として

2020 年の (独) 工業所有権情報・研修館の情報<sup>9)</sup>によれば、中国は、ハーグ条約や加盟準備中にある特許法条約を除いて主たる IP 関係条約の殆どに加盟している。中国にとって IP 制度の整備はこれら条約上の義務を果たすために必要であり必然性があった。

2020 年の JETRO の『ASEAN の知財状況』<sup>10)</sup>によれば、ベトナムは WIPO, パリ条約, PCT, マドリッドプロトコル (以下「マドプロ」) , ベルヌ条約, そして UPOV1991 に加盟している。

そして同様にこの『ASEAN の知財状況』によれば、ラオスは WIPO, パリ条約, PCT, マドプロ, ベルヌ条約には加盟済であり TRIPs には加盟準備中であるとのことである。ラオスにとっても、IP 制度の整備はこれら条約上の義務を果たすためにも必要であった。

#### (7) 国連の人権宣言

1948 年の国連総会で採択された世界人権宣言 (The Universal Declaration of Human Rights) は、その第 1 条で「開発権」を規定し、その第 27 条第 2 項で「すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。」と規定し、IP 保護を加盟国

の義務とした。

当然加盟国には社会主義体制の国々も含まれていて、彼らにも IP 制度の整備が条約上の義務として生じていた。

### 3. 社会主義体制の国家における IP 制度の「正統性」

#### (1) 「正統性」の定義と IP

ここに「正統性 (E:orthodoxy G:die Orthodoxie/die politiscshe Vernünftigkeit)」とは、『岩波哲学思想辞典』<sup>11)</sup>の説明を借りて定義すると、ある時代やある集団で普遍的な思想に従う現実態のことであり、換言するならば、例えば国家政策が法に基づく国家権力を想定した方向と一致させていることを言うのであり、前述「正当性 (E:justice G:die Richtigkeit)」とは次元を異にする概念である。

社会主義体制の国家は、ここで言う「ある集団」の一態様であるので、IP 制度がその社会主義体制の普遍的な思想に従う現実態であるかどうかで、そこでの「正統性」が問題となる。

何故ならば、社会主義体制は、マルクスの理想的社会体制である共産主義に至る過程にあつて中央集権的な施政が行なわれ、原則として私有財産を認めない体制であるところ、IP は独占排他権で保護される私有財産である。

#### (2) 「開発体制」

社会主義体制の国家では産業政策として、一般的に「開発体制 (E:development system G:das Entwicklungssystem)」を採る。

この「開発体制」とは、岩崎育夫博士によれば、「政府が開発を最大の目標、かつ体制の『正統性』に掲げ、その遂行に不可欠と考えた政治経済の諸制度を体系化したもの、具体的には、政治分野の権威主義体制と経済分野の国家主導型経済が結合した体制」であるとされる。まさに、社会主義体制の国家に親しむ政策態様である。

なお、この「開発体制」なるものは、主として開発途上国の多くが採用している政策であるが、かつての日本も例外ではなかった。

IP 制度は、もとより「産業の発達」のためにある (例:日本特許法第 1 条等) からこの「開発体制」の下で矛盾なく機能することになる。

#### (3) 国家体制を定める憲法の効力

憲法は立憲主義国家の基本法あるから、国家の体制はこれによって定まり、かつあらゆることの「正統性」も、憲法によって与えられると言える。

## 4. 社会主義国の典型例

現在の自由主義経済の国のように、私有財産制度が社会の秩序を成しているところでは例えば日本のように、IP 保護を格別に憲法で謳っていない場合があるが、それは IP 保護が私有財産制度の中にその「当為」と「正義」があり、敢えて IP 保護の「正統性 (E:orthodoxy G:die Orthodoxie/die politiscshe Vernünftigkeit)」を謳う必要がないからである。

そこで、社会主義体制の典型例である中国、ベトナム、そしてラオスについて憲法と IP との関係を詳らかにして、その体制における IP 保護の「正統性」を確認すれば以下のようなになる。

#### (1) 中国について

(以下は筑波大学の『筑波法政』第 34 号<sup>12)</sup>に掲載された土屋英雄の調査資料に多くを依拠している。)

建国以来、数次の憲法改正を重ねて来た中国の82年憲法には、次のような関係規定がある。

- ① 第15条 国家は社会主義的市場経済を実行する。
- ② 第13条 国家は、公民の合法的な収入、貯蓄、家屋、その他合法的な財産の所有権を保護する。
- ③ 第20条 国家は、自然科学と社会科学の事業を發展させ、科学と技術を普及させ、科学研究の成果と技術の發明創造を褒章・奨励する。
- ④ 第47条 中華人民共和国の公民は、科学、技術、文学、芸術創作およびその他の文化活動を行なう自由を有する。国家は、教育、科学、技術、文学、芸術およびその他文化事業にたずさわる公民の、人民に有益な創造的活動を奨励し援助する。

ここで①は市場経済との合一及び抽象的表現で「開発体制」を、②は社会主義体制下での「所有権」制度の導入を、③はIPの保護奨励を、④は科学を含めた文化的活動の自由とその援助・奨励を謳い、社会主義体制とは必ずしも整合するとは言えないことも取り混ぜて国是とし、以てそれらの「正統性」を裏付けている。

かくして中国においては、發明・意匠創作の保護のための特許法と、「社会主義的市場経済」の發展のため商標を保護する商標法が制定され<sup>13)</sup>、前者関係で言えば世界一の特許出願を誇っていて、IP制度は中国において大いなる機能を發揮している。

## (2) ベトナムについて

(以下は社会主義体制下にあるベトナムの法制に詳しい中野亜里の解説に付けられた92年憲法邦訳を典拠とする<sup>14)</sup>。)

- ① 第15条第2段 国家は社会主義志向市場経済を一貫して実施する。各セクター経済システムには、多様な生産・経営組織の携帯が伴い、その経済構造は、全人民所有、集団所有、個人所有の制度に依拠している。所有制度の中では、全人民所有と集団所有が基盤となる。
- ② 第39条 国家は科学に投資し、様々な原資からの税制支援を奨励し、先端科学・技術志向を優先する。…省略…科学研究の多くの形態・組織・活動を發展させ、科学的研究を経済-社会發展を需要と結びつけ、科学的研究・訓練と生産・経営とを固く結合させる。
- ③ 第60条 公民は科学・技術研究を行ない、技術を改善し、生産を合理化する發明・創造・発案を行ない、…省略…。国家は著作権、特許権を保護する。

①は、ベトナムが市場経済と合一していること、所有権制度を認めることを規定する。

②は、「開発体制」を具体的方向性で規定している。

③は、IP制度の展開を具体的に示している。

かくしてベトナムにおいても、憲法によりIP保護の「正統性」が認められ、そのための詳細な規定を含む知的財産法が制定されている。

### (3) ラオスについて

(以下は社会主義体制下にあるラオスの国民会議議長名で出された憲法をを典拠とする<sup>15)</sup>。)

① 第 13 条 ラオス人民民主主義共和国の国家経済は, 社会主義市場経済であり, . . . 省略 . . .

② 第 17 条 法に基づき, 個人, 法人, . . . 省略 . . . の所有権 . . . 省略 . . . を認める。

③ 第 23 条 科学・技術, イノベーションの研究及び応用における知的創造活動の促進, 知的財産の保護に努め, 同時に工業化・近代化を推進するために科学者の育成, 養成に努める。

①は市場経済の採用を規定し, ②で所有権制度の「正統性」を認め, ③は「開発体制」と共に IP 制度の活用とその「正統性」も裏付けている。

かくしてラオスにおいても, 国民の技術レベルにあわせるように特許要件の「進歩性 (E: inventive step G: die Applizierensmöglichkeit zu die Fortschlittlichkeit)」を低くして運用する「小特許 (E: Small patent G: das klein Patent)」の制度を擁し, 非科学技術分野に属する意匠制度 (E: design patent system G: das Patentsystem für das Muster) や商業体質の経済に好適な商標制度 (E: trade mark system G: das System für das Warenzeichen) をも含んだ知的財産法が制定されている<sup>16)</sup>。

## 5. おわりに

このように社会主義体制の国家においても, 世界の「市場経済」と国内の「市場経済」が合体したことにより「市場原理」を前提にした経済政策を展開せざるを得なくなっている。

「市場経済」では取引の自由が前提となるが, 当然に先に開発された技術や意匠の模倣や他人の信用をただ乗りする商標冒用の自由はなく, 市場の正義と秩序が守られなければならない。ここに IP 制度が機能することになる。

社会主義体制の国家はまた, 国家が市場における経済活動に介入する「開発体制」を採るが, それは社会主義体制の基本思想とも整合しているので, 憲法によって当然の如くその「正統性」が付与されている。

IP 制度は「産業の発達」を目的とするので, この「開発体制」とは国家目的の点で親和する。従って, IP 制度は憲法に規定された「開発体制」と共に社会主義の国家体制の中の「正統性」が担保されるはずである。

事実, 社会主義体制の中国, ベトナム, そしてラオスにおいても, 「開発体制」と共に IP 制度は直接的あるいは間接的な表現でそれが指向される規定が憲法にあり, 社会主義体制の思想とは理論的に整合しない「所有権制度」と共に体制上での「正統性」が付与されている。

IP 制度の社会主義体制での機能は, その制度設計と運用の如何にかかっているが, 例えば世界一特許出願件数を誇る中国は, その制度の機能・運用の好適な状態で顕れている国の例である。

以上

<sup>1)</sup> 山根崇邦「知的財産制度の正当化根拠をめぐる論争の一断面」『知的財産法政策学研究』第 55 号 2020 年, pp. 32-81 を参照。

<sup>2)</sup> ミシェル・ヴィレー『ローマ法』田中周友・赤井節共訳, 1955 年訳白水社, pp. 77-86, を参照。

- 
- 3) 永谷敬三『日本経済学』中央経済社 1999 年, pp. 2-7 を参照。
- 4) ジョセフ・アロイス・シュムペーター中山伊知郎・東畑精一共訳『自由主義・社会主義・民主主義』東洋経済新報社, 1995 年 pp. 130-132 を参照。
- 5) 森哲也『平成立国の書』社稷を知る弁理士の会, 2010 年, pp. 17, 18, 添付図「自由主義経済の道理」  
1. 市場原理と何か? を参照。
- 6) 吉野文雄『アジア太平洋研究』No. 20「インドネシアの経済発展と日本企業」 pp. 293-304, 早稲田大学アジア太平洋研究センター図書・編集委員会, 2013 年を参照。
- 7) 大門博『製品開発と特許戦略』1967 年, 東洋経済新報社, pp. 67, 68 を参照。
- 8) アマアルティア セン『不平等の再検討 潜在能力と自由』2010 年, 岩波書店, pp. 59, 60 を参照。
- 9) (独) 行政法人工業所有権情報研修館, 『アジア法令等』2021 年 pp. 6-7 を参照。  
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/19874/>
- 10) ジェトロ『ASEAN の知財概況』2020 年 p. 7 を参照。  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20200624\\_1-1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20200624_1-1.pdf)
- 11) 『岩波哲学思想辞典』2010 年, 岩波書店, p. 921 を参照。
- 12) 土屋英雄『筑波法政』34 巻「<資料>中華人民共和国の各憲法の全訳及び関係法令」2003 年 pp. 319-402 を参照。
- 13) 中華人民共和国 唐山市人民政府 日本事務所, 『中華人民共和国特許法』『中華人民共和国商標法』2008 年を参照。
- 14) 萩野芳夫・畑博行・畑中和夫共編『アジア憲法集』第 2 版・中野亜里・明石書店・pp. 1100-1143 を参照。
- 15) 法務省『ICD ニュース第 13 号』2004 年を参照。
- 16) 特許庁ジェトロ仮訳「ラオス知的財産法」2017 年を参照。  
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/lao-tizaihou.pdf>